6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 370 単位）																														
		要介護2 （ 423 単位）																														
		要介護3 （ 479 単位）																														
		要介護4 （ 533 単位）																														
		要介護5 （ 588 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 388 単位）					×70/100																									
		要介護2 （ 444 単位）																														
		要介護3 （ 502 単位）																														
		要介護4 （ 560 単位）																														
		要介護5 （ 617 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 570 単位）																														
		要介護2 （ 673 単位）																														
		要介護3 （ 777 単位）																														
		要介護4 （ 880 単位）																														
		要介護5 （ 984 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 584 単位）																														
		要介護2 （ 689 単位）																														
		要介護3 （ 796 単位）																														
		要介護4 （ 901 単位）																														
		要介護5 （ 1,008 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 658 単位）																														
		要介護2 （ 777 単位）																														
		要介護3 （ 900 単位）																														
		要介護4 （ 1,023 単位）																														
		要介護5 （ 1,148 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 669 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																								
		要介護2 （ 791 単位）																														
		要介護3 （ 915 単位）																														
		要介護4 （ 1,041 単位）																														
		要介護5 （ 1,168 単位）																														
ロ 大規模型通所介護費（ア）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 358 単位）	×70/100	×70/100	−1／100	−1／100		＋3/100		指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき ＋13単位	＋5/100	1日につき ＋40単位	1日につき ＋55単位	1日につき ＋45単位	1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋75単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋60単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋50単位	1回につき ＋200単位（月2回を限度）	1回につき ＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋150単位（月2回を限度）	1回につき ＋160単位（月2回を限度）	1月につき ＋40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 （ 401 単位）																														
		要介護3 （ 462 単位）																														
		要介護4 （ 513 単位）																														
		要介護5 （ 568 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 376 単位）					×70/100																									
		要介護2 （ 430 単位）																														
		要介護3 （ 486 単位）																														
		要介護4 （ 541 単位）																														
		要介護5 （ 597 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 544 単位）																														
		要介護2 （ 643 単位）																														
		要介護3 （ 743 単位）																														
		要介護4 （ 840 単位）																														
		要介護5 （ 940 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 564 単位）																														
		要介護2 （ 667 単位）																														
		要介護3 （ 770 単位）																														
		要介護4 （ 871 単位）																														
		要介護5 （ 974 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 629 単位）																														
		要介護2 （ 744 単位）																														
		要介護3 （ 861 単位）																														
		要介護4 （ 980 単位）																														
		要介護5 （ 1,097 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 647 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																								
		要介護2 （ 765 単位）																														
		要介護3 （ 885 単位）																														
		要介護4 （ 1,007 単位）																														
		要介護5 （ 1,127 単位）																														
ハ 大規模型通所介護費（イ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 345 単位）																														
		要介護2 （ 395 単位）																														
		要介護3 （ 446 単位）																														
		要介護4 （ 495 単位）																														
		要介護5 （ 549 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 362 単位）					×70/100																									
		要介護2 （ 414 単位）																														
		要介護3 （ 468 単位）																														
		要介護4 （ 521 単位）																														
		要介護5 （ 575 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 523 単位）																														
		要介護2 （ 620 単位）																														
		要介護3 （ 715 単位）																														
		要介護4 （ 812 単位）																														
		要介護5 （ 907 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 543 単位）																														
		要介護2 （ 641 単位）																														
		要介護3 （ 740 単位）																														
		要介護4 （ 839 単位）																														
		要介護5 （ 939 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 607 単位）																														
		要介護2 （ 716 単位）																														
		要介護3 （ 830 単位）																														
		要介護4 （ 946 単位）																														
		要介護5 （ 1,059 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 623 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																								
		要介護2 （ 737 単位）																														
		要介護3 （ 852 単位）																														
		要介護4 （ 970 単位）																														
		要介護5 （ 1,086 単位）																														

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (1回につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1回につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (1回につき 6単位を加算)	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき ＋所定単位×59／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき ＋所定単位×43／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき ＋所定単位×23／1000)	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき ＋所定単位×12／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき ＋所定単位×10／1000)	
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき ＋所定単位×11／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。